

法的視点からみたシルバー産業

橋 本 宏 子

I

『シルバーサービス——長寿社会へのチャレンジ』（シルバーサービスの現状と健全育成に関する研究会編）は、シルバー産業について、一概に規定することはできないとしたうえで、一応「おおむね60歳以上の高齢者（シルバー層）を対象に、民間企業が市場競争の原理に基づき財やサービスの供給を行うもの」と定義している（同書では、シルバー産業ではなく、シルバービジネスという言葉が使われているが、一応同義と理解したい）。同書ではまた、シルバー産業の類型をサービスの供給形態別に分類した場合、「①市場供給型（純粋なコマーシャルベース）②相互扶助型（会員組織、有償ボランティア）③公的サービス協力型（第三セクター方式、非営利団体（株式会社でも対応可）」があることを指摘している。

私はかつて、「在宅サービスと公的責任」と題する論文（『神奈川法学』21巻1号掲載）において、上記③の「公的サービス協力型」に加えて、地方自治体が、上記①の民間企業にサービスの提供を委託する形や、同じく地方自治体が社会福祉協議会を通じて、上記②の「相互扶助型」の組織に補助金を交付することによって、サービスの供給を補償する場合、すなわちシルバー産業やボランティア団体がなんらかの形で公的サービスに包摂されている場合の公的責任について検討した。

本稿では、問題を2点に絞り、表題の検討をおこなってみたい。ひとつは、(1)先の論文で指摘した法的検討課題を、最近の経験をふまえて補充

することであり、いまひとつは(2)上記の①にあげられる（純粋なコマーシャルベースにそった）市場供給型のシルバーサービスの代表として有料老人ホームをとりあげ、法的検討への若干の手がかりを得ることである。

II

(1)の作業を必要とする理由は、①前記の論文では予想される法的問題を検討したにすぎず、より実証的な検討が必要と考えられたからである。②また、福祉サービス（ここでは、広い意味での公的責任のもとになされる人的・物的サービスの総称として用いる）の場合には、事故後の補償より予防が重視されねばならないことはいうまでもなく、先の論文でも公的責任を論じる前提として、具体的危険の発生の予測を可能とするためには、どのような国の指導・監督が必要かが意識的に検討された。しかし、実情が十分に把握されていないために、どうしても抽象的な指摘にとどまってしまったことも否めない。その意味でも実証的な検討が必要とされたのである。

一昨年の朝日新聞は、「社会福祉法人Aセンターの職員と運転手が、身体障害者のBさんを、同センターから自宅までリフト付きのワゴン車で送った際、操作を誤り、Bさんを車イスごと路上に転落させ、3日後に脳挫傷で死亡させた」（業務上過失致死）疑いで、書類送検したと報じている（1987年4月3日）。この事件が、通常の交通事故と全く同じ状況で起こったのか、あるいはBさんが障害者であったことが、事故の大きさにどのよ

うにかかわっているのか明らかではない。しかし、この事件は前掲論文における「移送サービス」についての指摘¹⁾が、必ずしも外的外れでなかったことを示している。また最近、厚生省から「民間事業者による在宅介護サービス及び在宅入浴サービスのガイドラインについて」(昭和63年9月16日、各都道府県知事宛厚生省大臣官房老人保健福祉部長・厚生省社会局長通知)が出されたことも、シルバー産業への公的規制がますます重要になってきていることを示唆している。とはいえ、前記①・②の点を具体的に検証しないまま、公的責任を抽象的に強調しすぎると、在宅サービス事業の実施自体を実情にそわない形で否定することになり、論文の本来の趣旨とはやや離れてしまうことも否めない。現状を前提とするかぎり、福祉サービスは国(地方自治体)だけではささえきれず、公的サービスが画一的で手続き等も面倒な面もっていることも事実である。したがって現状のシルバー産業を、単に否定するのではなく人間の生命・生存の保障の視点から規制していくことは、当面の法的課題と考えられるからである。そのことは、後述する「最広義の『社会性』は国家の独占物ではない」²⁾という発想とも関連し、「社会性」に公的責任はどうかかわっていくのかという問題にも通じてこよう。別稿³⁾でもふれたように、この課題にこたえるためには、福祉サービスの実態を明らかにする手続きを確立することがまず必要であり、「措置の結果としての国家責任」だけを、直截に追及することは、事故の原因が本当にはどこにあったのかを曖昧にってしまう危険性」に通じてくる。

もとより本稿では、このような残された課題に全面的にこたえることはできない。その後の経験をふまえて、先の検討課題に若干の補充をするにとどまらざるをえない。

a. そのひとつは、老人に利用券を交付する形、すなわち「代金清算契約」型の民間委託の問題である。前稿(「在宅サービスと公的責任」)で指摘したように、移送サービス・入浴介助事業・家事援助者派遣事業等では、(区)市(甲)が、申請のあ

った老人(丙)に、利用券の交付決定をし、老人(丙)はサービス会社等(乙)からサービスの提供を受け、利用券でその代金を支払う形態がふえている。この場合、甲乙間の契約内容は、外形的には「サービスのための費用を、だれがどのようににだすのか」のとりきめと、それに基づく費用の清算事務の乙への委託を意味することになる。具体的に老人(丙)の希望に応じて、サービス会社等(乙)がどのようなサービスを行うかは、別に乙丙間の私法上の準委任契約(もしくはこれに類する契約)によって決定される形態として捉えられる。そこではサービスの実施に関する責任は、サービス会社等(乙)にあり、サービスの実施主体である(区)市(甲)の責任を問うことは難しい構成となっている。しかし、このようなサービスの実施過程での事故に関する一切の責任は、サービス会社等(乙)に生じ、(区)市(甲)の責任は問えないと考えることは、これらの事業の制度目的からすると必ずしも妥当ではない(詳しくは、前掲「在宅サービスと公的責任」85~101頁参照)。

特に、家事援助者派遣事業の場合には問題が多い。前述の点に加えて、物品供給契約(物品とは介護券をさす)の当事者は東京都と(各家政婦紹介所が所属する)「日本民営看護婦・家政婦連合会」(以下「連合会」と略す)あるいは「日本臨床看護家政協会」(以下「協会」と略す)等であり、東京都と実施主体である(区)市との間には契約締結についての「委任」関係があるが、「連合会」や「協会」と各家政婦協会との間の「委任」関係は明らかではない。また、各家政婦協会と家政婦との間にも、法的には雇用関係はないといった問題もある。したがって協定書(物品供給契約書)は、「家事援助者は、サービスを提供するつど、対象者から介護券を受領すると定め、また家事援助者は対象者から受領した介護券に基づき、賃金等を紹介所に請求するもの」としているが、このような効力がいかなる根拠に基づき家事援助者に生じてくるかは明らかではない。

この点について行政の担当者の1人は「家政婦のなかには、家政婦協会から家事援助事業の説明

を受け、家事援助者としての紹介を受けたと理解していると思われる人もいるが、必ずしも徹底していない」と指摘している。またA市では、利用者からの申請に基づき、介護券を6ヵ月分ずつ利用者に交付することになっているが、現実には最初の訪問日に、市の老人福祉担当のケースワーカーが6ヵ月分の介護券をもって、家事援助者を伴い利用者宅に出向くと述べている。しかし「トラブルがあったら、(市ではなく)家政婦協会に申し出るように」といいそえるよう市から指導されているとも述べている。このあたり、実際にはなかなか「代金清算契約」によって清算しきれない在宅サービスの実態を示すものとして興味深い。同時に、6ヵ月間の介護券を渡してしまった後は市役所は全く利用者と接触をもたないから、利用者が他のサービス(例えば、保健婦による訪問介護)を要する状況になっても把握できないという問題がある。逆に、家事援助を必要としない状態になっても、本人から辞退の申し出がないかぎり家事援助が継続されることもありうることになる。総じて、利用者の状況を把握するという本当の意味でのケースワーカー⁴⁾の役割は、「代金清算契約」のもとでは少なくなる。行政自身が、行政のおこなうサービスの実態をみえなくしていることが確認されよう。

「実際にヘルパーをお願いする手続きですけれども、横浜(「横浜ホームヘルプ協会」——引用者注)の場合、窓口は福祉事務所が行っております。ところが、福祉事務所は、いったん「協会」に委託してしまいますと、そのあとは詳しい情報から離れてしまうわけです。どんなヘルパーが派遣されたのか、どういう介護をしているのか、その結果どういうことになったのか、その後入院したのか、死亡したのか、いっさい分からない。ただ「打ちきり」ということで連絡があった場合に、初めて死亡したということがわかるというような状況になって、これはおかしいんじゃないかと思います。それからまた、福祉事務所と保健所との連絡が公的には全然といっていいほどないわけですね。そのへんの連絡は、職員の個人的な判断と力量でやっとなされているという状態。そのへんのところに住民のニーズが素直に届かないという問題があると思います。」(中野富子氏発言)(第1回関東自治体学フォー

ラム記録集<第5コーナー>「住民参加と在宅サービス」における発言。『地方自治通信』No. 210, 1987年、に掲載。以下に引用する各氏の発言は、断りなきかぎり、同フォーラムにおけるものである)

中野氏は「横浜ホームヘルプ協会」についてふれているが、「代金清算契約型」の家事援助サービスの場合も同様であることは前述のとおりである。

とすれば、話は少し変わるが、福祉サービスにかかわる契約を、地方自治法にいう原則的方法である一般競争による入札にゆだねること等、論外といわなければならないだろう⁵⁾。なお、継続審議中の「地方自治法一部改正」案では、委託団体も監査の対象とされ、また財務監査だけでなく、行政の執行についても監査できるとされていることに注目しておきたい。

b. ところで、施設の介護士達は、介助とは最低、入浴・排泄・食事の援助を含むものであり、介護とは介助がより総合的なものになって介護となるはずであるのに、現状では介助という仕事家事援助のなかに定義が不明確のまま含まれてしまっていることを問題としている。つまり、介助とはかなり技術を要する専門的な仕事であるにもかかわらず、家事援助としてくくられてしまっているという問題である。

「最初は家事援助サービス(町田市福祉公社の場合——引用者注)と言ってたんですけども、実際に依頼にいらっしゃる方はもう寝たきりだとか、痴ほうのかかった、そういう困難なケースなんかも出てまいりまして、正会員さん(サービス提供者——引用者注)の中には、やっぱりしり込みをなさる方もあるんですよ」(岩本加代子氏発言)

「公社(町田市福祉公社——引用者注)へサービスの依頼があって、寝たきりとかおむつをしてらっしゃる方がいる場合、正会員の方にオムツ交換等をお願いするんですが、やはりできないという方がいらっしゃいますので、その点で、(サービスを希望する方に——引用者注)公社の説明をさせていただく時に、専門家集団ではないので、専門的な看護サービスということでは受けられないというように話しておりますけれども……」(片石優子氏発言。氏は町田市福祉公社の嘱託職員でコーディネーターである)

現状では、福祉を専攻する大学生でも、大学では介護の仕方は教えられていないと聞く。また「福祉専攻の学生の事前研修の場に老人ホームが使われていることは、老人ホームでの仕事（ここでのテーマにそくしていえば介助の仕事——引用者注）を非専門的なものと誤解させる一助になっているのではないか」という指摘もある（1988年秋「社会保障法学会」における宮本克子会員の指摘）。ケア・サービスを実施している特別養護老人ホームのベテランのある施設職員でさえ、訪問先の他の施設で老人の介護を依頼され、「（その老人を知らないために、状況がわからず）怖くて手が出せなかった」と述べている。介護の難しさを知っている人であるからこそその発言であろう。彼女はまた、施設にきた実習生に「まあ、やってみて下さい」というのは、自然体のようにでいて、（今の実状では）もっとも無責任なことではなかろうかと反省をこめて指摘されているが、介護の意味を考えるうえで傍聴に値する発言といえよう。

また家事援助事業においては、その仕事の一環として「老人のなやみ、話しあいに応じる」とあるが、これもまた、考えようによっては高度な専門事業ではなかろうか。安易にボランティアにゆだねてよい問題なのか、検討される必要があろう。

c. 上記の点にふれるなかで折々引用してきた「福祉公社」は、福祉サービスにおける公的責任についての新しい課題を提起してきているように思われる。

ひとくちに「福祉公社」といっても、その実態は細かい点では微妙に異なっている。

武蔵野市福祉公社の場合には、公社職員によってサービスの提供がなされているが、町田市では正会員と呼ばれる一般市民からサービスの提供が行われている。サービスの提供はいずれも有償であるが、町田市では前述の引用からも明らかなようにあくまで家事援助であり、正会員に対し介助を可能とするような専門的な指導はなされていない。しかし、実際には先の岩本加代子氏の指摘にもみられるように、

「気楽なかたちで、（サービスの提供に——引用者注）

参加なさった方も多いのに、そういう難しいケース（痴ほうや寝たきりといった——引用者注）も出てきており、公社の中でも、看護なんかのケースも抱えていかななくてはいけないんじゃないのかなあという事態」

も出てきているという。こうした実態は、サービスを調整する福祉公社の職員の側からみると、

「それ（専門的なサービスについては福祉公社では受けられない——引用者注）でいいんだろうかというように思いがありまして、（現状では——引用者注）やはり緊急度の高い方は、（市の——引用者注）健康課をお願いしている状態です。保健所、ケアセンターでも訪問し、健康課でも訪問して、公社でもというようなかたちになると、情報、サービスのネットワーク作りが必要になるのではないかと」（片石優子氏）

ということになる。つまり、専門家集団ではない「福祉公社」を地道にみつめるかぎり、「公社」の存在は皮肉にも「寝たきりだとか」「痴ほうのかかった、そういう困難なケース」に対する公的責任を顕在化させる役割を果たしているともいえるのである。

（横浜ホームヘルプ協会の設立時には）「市役所にあります家庭奉仕員の制度はぜんぶ廃止されて、すべて『協会』に委託するというはずだったんですけども、労働組合の反対がありまして、現職の方だけは残ったわけです」（中野富子氏発言）

といわれているが、前述の岩本発言や片石発言は、公的な家庭奉仕員制度を、現状の「福祉公社」に直截には移行できない実情が端的に示されているように思われる。

（横浜ホームヘルプ協会）の場合にも）「ヘルパーさんの性格というのがはっきりしていない。ボランティアなのか、仕事として働いているのかかわからない。ボランティア精神で働いている人が非常に多いんですけども、協会側としては『協会が雇っているのだ。雇っているのだから、協会の言うことを聞け』というようなことをたえず言うということを聞いています」（中野富子氏。横浜ホームヘルパー協会とホームヘルパー間には、雇用契約が結ばれ、就業規則がある。業務についての指揮監督権は協会がもっている——引用者注）

という指摘もある。

ところで、「専門家集団でない」ということは、

利用者側からすれば「即、戦力にならない」という問題も含んでいる。例えば、町田市福祉公社では「利用者宅への泊まり込みの家事援助にはこたえていない」という。正会員(サービスの提供者)の側に、現状では泊まりを希望する人がいないためである。「どなたも家庭の奥さまがやってらっしゃるような家事援助サービスですよということをかかり申しあげたので、気楽なかたちで参加なさった方も多い」(岩本加代子氏の発言)とすれば当然のことともいえる。しかも仮に希望する正会員がいても、時間給 600 円で計算して、1 ヶ月ということになると「町田市福祉公社」に依頼するより民間の派出婦協会のほうが安くなってしまうという奇妙な実態もでてくる(家政婦協会で1 ヶ月約45万円となる)。現実には派出婦協会でも、泊まりは敬遠されるといわれ、結局、入会金20万円、入浴サービス1回につき1万円の純然たるシルバー産業のほうが確実で安心だということにもなってくる。が同時に、これらのことは、完璧なサービスが利潤追求を前提とするシルバー産業のもとでは非常に高額になることをも示している(シルバー産業でも泊まり込みのサービス提供を行っているところは少ないようである)。

「福祉公社」の存在は、ここでふれた事項でみるかぎり、「福祉公社」で対応できない問題をどこで捉えるのか、ネットワークの保障があればそれなりに意義をもっていることを示している。しかし、行政(福祉事務所)が「福祉公社」側から押し返された問題(前述片石発言参照)に対応できず、他面でシルバー産業があまりにも高額であれば、問題はどこで処理されることになるのか? こたえはおのずから明らかになる。

これらのことからみても、看護を要するケースにはやはり公的制度の充実が必要であり、第三セクターで、ある程度対応できるとされる家事援助サービスも全体としてのネットワーク作りという公的役割があつてのことであろう。国家財源の限界・国家財政の負担軽減が主張されてきて久しいが、限りある資源をどこに重点的に配分するのか、主権者としての国民の意思を反映する手続きがあまりにも無視されているのではなかろうか。代表

民主制=代議制のもとでは、国民の合意が実質的には保障されていない事実こそ、まず目を向けるべきと考える。

d. 「福祉公社」の法的性格についても検討の余地がある。しかし、この点については他でもふれたので、ここでは簡単な指摘をするにとどめたい。「(武蔵野市の場合)福祉公社は、市議会全員協議会の了承をえて、市が設立した任意団体であり、経営責任を市が負う。しかし、実際上の事業運営は民間組織として、その特性を発揮し、利用者のニーズに柔軟に弾力的に行なわれている」⁶⁾と説明されている。町田市福祉公社の場合も、この点では同様と考えられるが、市議会全員協議会に説明をしたという理由は、

「私どもの公社は無認可の団体のかたちをとっておりますので、市の予算の中には補助金としてしか出てきません。条例とかの制定がありませんので、議会のほうへ説明をしようということになったわけです」(町田市在宅福祉サービス公社事務局長・吉川保氏の発言)

と説明されている。武蔵野市福祉公社の場合も、同様の理由によるものであろう。

公社の事務職員が市から派遣されている現状では、前述のように「福祉公社の実際上の運営は、民間組織として……」といいきれぬのか、問題は残る。現状をみるかぎり、「地方公共団体の出費に基づいて公共的事業を分担するものであり、実質的には“延ばされた公の手”というべきものであるから、地方行政の実施主体として位置づけられねばならない」⁷⁾ように思われる。

もっとも、福祉公社は元来、「家事援助事業」という仕事の性格からして地方自治体の指導・監督に対する「相対的独自性」をもっていることは否定できない。家事援助事業が介助事業をも含むようになれば、福祉公社の専門技術的裁量はより尊重せざるをえなくなる。自治体は、「福祉公社」がサービスの自主的運営を可能とする計画を策定することを要件に、補助金を交付し、以後は計画が目的どおり実施されているかを監督するという手続きを創設することにより、新しい「補助金行政のあり方」「新しい公的責任のあり方」を検討

していくことも一考と思われる。アメリカの社会福祉サービスの実現過程においては、こうした方向が取られていることは別稿⁸⁾で指摘したところであるが、その場合、補助金交付の要件として、必ず計画策定あるいはサービスの実施運営の過程における住民参加が求められていることも、ここで指摘しておきたい。この点に関連して住民主導型といわれる町田市福祉公社の場合でさえ、次のような指摘がなされていることは今後検討されてよいであろう。

「行政に要望書を提出した『在宅福祉研究会』の段階では、たしかに住民参加、あるいは主体的になってやったんだけど、実際には、(福祉公社が——引用者注)選挙をきっかけにして思わないスピードで、行政主導で出てきてしまったというのがいつわらざる実感だったわけです。『調査』と、『プロジェクトチームをつくってほしい』、そのプロジェクトチームのなかに『ぜひ市民を入れてほしい』という要望書を出したにもかかわらず、あっという間に行政主導で出てしまったという感じがしました。実際に私など、その呼びかけ人であったはずなのに、定款・理事長が決まったというのも新聞で知ったし、『へえ、どんな方?』という、お名前も知らないような方だったりとか、そういう感じで、61年5月に正会員の研修があった時に初めて定款や設立趣旨なんかのしおりを見て、びっくりしたというのが実感です」(岩本加代子氏発言)

とはいえ町田市では、理事18人のうち5人を除く全員が一応市民から構成されている。町田市では現在、利用希望世帯の約3倍のサービス提供者(250人、実働100~150人)があるという。これに対し、近年発足したC市の「福祉公社」では、サービス提供者が30人しか集まらなかったという。町田市の場合には、「在宅福祉研究会」という自主的な市民グループの要望が公社設立への「契機」となっている意味はやはり大きいのではなかろうか。町田市福祉公社設立への過程は、「会員相互の資質を高める」市民参加の土台を作るのが公的責任であり、それをもって初めて市民であるサービス提供者自身の責任、利用者の責任も問題とすることができることを示唆しているように思われる(最近設立された「世田谷福祉公社」の場合には、「ふれあいサービス事業」の発展的解消

であるといわれているにもかかわらず、「ふれあいサービス事業」の利用者や、サービス提供者の意見は反映されていないように見受けられるがどうであろうか?)。

e. 福祉公社の場合、サービス提供者の事故に対する負担を軽減させ、事業への参加を促進する配慮から、多く「在宅サービス総合保険」への加入が勧められているが、保険への加入が即問題解決のように考えられすぎていないだろうか。サービス提供者の責任意識、それを問題としうる福祉公社の安全配慮義務が前提とされなければならない(労災保険では、労災保険料を保険事故とリンクさせることにより、間接的に使用者の安全配慮を強制している)。「世田谷区における福祉公社のあり方について」(中間報告、昭和63年3月)は、「福祉公社は、サービス提供者に対し、労働事業過程への安全配慮義務(民法415条、709条)がある」ことを指摘している。福祉公社が、サービス提供者に対して指揮監督権をもつなら、民法上は当然のことである。ただ、事故補償より実質的な補償を優先して考える(いいかえれば、より社会的に考えるならば)、福祉公社管理下の事業とはいえ、現実には「人材派遣」に類似する構造をとる福祉公社事業の場合、サービスの提供場所(利用者の家)を事業の管理下におくことは難しい。しかも、サービス提供者への安全配慮は、利用者への公社の安全配慮義務とも密接に関連しており、少なくとも三極構造のなかで初めて捉えられるものではなかろうか。人材派遣事業の場合には、労働基準法の労働時間、休憩、危険有害業務の就業制限等に関する規定は、派遣先の企業(顧客)が、使用者としての責任を負うことも付記しておきたい(横浜ホームヘルプ協会の場合は、ホームヘルパーと協会の間には雇用契約があり、ホームヘルパーには労災保険が適用されている。業務起因性、業務遂行性はあると考えられる事故が多いこととは思うが、「使用者」の安全配慮義務が期待しにくいところでの労災保険の適用については理解しにくい面もある。労災保険は、労働者保護を重視し使用者に無過失責任を課している。しかし、

ホームヘルプサービスのような場合には、無過失責任の採用が事故の原因を明らかにし、予防につなげていく作業をおろそかにすることになってはならないと考えるからである。設立されたばかりの「世田谷福祉公社」の場合には、利用者とのトラブルを処理するために、弁護士の顧問制や嘱託契約も提案されているようである。また苦情処理委員会や、サービス開発研究会の活用、判定委員会の設立も検討されている⁹⁾。法的問題に限定されない諸問題の早期解決を考えるうえで、注目に値する指摘といえよう。しかし、福祉公社は常にサービス利用者と供給者の仲裁的な位置に立っているわけではない。福祉公社は、サービス提供者の「使用者」としての側面をもっていることも否定できない。とすれば、別に司法手続きに準ずる手続きの設立を検討することも一考と思われる。

最後に、近年、東京都においては福祉公社のような新しい在宅福祉サービス供給組織の公益法人化を認めようとする動きが高まってきている。しかし詳細にみると有料サービスのみを提供する会員組織を公益法人化することには依然として消極的であることがわかる。つまり、福祉公社が公益法人化されとしても、対象となる事業はさしあたり、従来、地区社会福祉協議会でおこなわれてきたような区民に対する総合的な相談・情報提供サービス、研修教育サービスということになりそうである。有償サービス提供事業部門は、依然任意団体または第三セクターとして位置づけられており、今後は専門会社（地方公共団体自体が設立することも考えられる）への事業委託も予想されることを指摘しておかねばならない。

以上のことから今後は、地方自治体が民間企業にサービスを委託する方向での問題の検討がいつそう必要とならざるをえないであろう。そのためにも、以下では市場供給型のシルバービジネスの代表として、有料老人ホームをとりあげ、公的責任の問題を別の視角から検討してみたい。

III

a. 老人福祉法は、有料老人ホームを老人福祉

法上の老人福祉施設（同14条）とはしていない。有料老人ホームについては、次のように定めているにすぎない。

（有料老人ホーム）

第29条① 有料老人ホーム（常時10人以上の老人を収容し、給食その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設であつて、老人福祉施設でないものをいう。以下同じ。）を設置した者は、その事業の開始の日から1箇月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 施設の名称及び所在地
- 二 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 三 条例、定款その他の基本約款
- 四 事業を開始した年月日
- 五 施設の管理者の氏名及び住所

② 有料老人ホームの設置者は、前項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、変更の日から1箇月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を休止し、又は廃止したときも、同様とする。

③ 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、有料老人ホームの設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その施設の設備若しくは運営について調査させることができる。

④ 都道府県知事は、有料老人ホームの設備又は運営が老人の福祉をそこなうものであると認めるときは、地方社会福祉審議会の意見を聞き、当該有料老人ホームの設置者に対し、必要な勧告を行なうことができる。

このように、老人福祉法上は、届け出が義務づけられているだけであり、届け出をしなくとも、その事業の経営自体が無効になるわけではない。現に、各都道府県知事宛厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知「有料老人ホーム設置運営指導指針の改正について」（昭和63年10月1日）は、届け出義務の履行に十分留意することを記しており、届け出が必ずしも履行されていないことを示唆している。

b. この点でわが国と対照的なのが西ドイツである。やや長いがホーム法（Gesetz Über Alten-

heime, Altenwohnheime für Volljährige Vom, 7. 8. 1974 (BGB 1.1 S. 1873) — Heimgesetz) の一部を紹介してみたい (ホーム法については、本年秋の社会保障法学会において、大阪府立大学本沢己代子氏より、「入所措置をめぐる法的問題——西ドイツ法との比較を中心に」とした発言がなされている。ホーム法の訳は、本沢氏の訳を土台としている。私自身は、ドイツの老人ホームについて今までほとんど研究したことがない。しかし、本沢報告を聞いて西ドイツ法における老人ホームのあり方が、多様な意味で、今後日本の老人ホームに法的な影響を与えてくると思われたので、本稿においては可能かつ必要な範囲で私なりの整理をし、今後の素材としたい)。

「ホーム法では、すべての施設について、州政府の定めた管轄官庁 (18条) の監督 (Überwachung) および助言 (Beratung) がなされ、たとえば建築および人的最低基準や入居者が施設の運営に参加する場合の参加の種類・範囲及び形態については、連邦青少年・家族・健康省が省令で詳細に定めるものとしている (3条, 5条2項)。また、施設経営にあたって、地方自治体、公法人および連邦社会扶助法10条1項にいう民間社会福祉法人を除くすべての (わが国の有料老人ホームにあたるものも含むことになる——引用者注、傍点も引用者) 施設設置者に対して、施設入居者等との契約に使用されるすべての典型契約書および設置者の定款を添えて、ホームの種類ごとに各施設について管轄官庁の認可 (Erlaubnis 通常、許可と訳されている。本沢訳も許可としているが、ここでは認可と訳したい——引用者注) を受けることを義務づけている (6条1項, 2項)。この認可は、たとえば、施設設置者にホーム法ないし関係諸規則違反がある場合、施設設置者が施設経営に必要な信頼性に欠ける場合、医師の治療や健康管理などについて入居者の利益が守られていない場合、要介護者に必要な介護が保障されていない場合、施設設置者の提供する給付と明らかに釣り合いのとれない支払いが入居者等に要求される場合、施設の設備、施設長および職員の適性、職員数が省令の定めた基準を満たしていない場合などには与えられず、また、一旦与えられた認可は取り消されることになる (6条3項, 15条)。

さらに、ホーム法は、すべての施設に対して、施設設置者の名称・住所ならびに施設の種類、場所、規模および施設長の履歴などの届出 (Anzeige) (7条)、簿記への記帳 (Buchführung)、入居者の身分関係の

変動や施設内でおきた事件の申告 (Melde) (8条)、ホーム法および関係諸規則の執行に必要な口頭ないし書面での報告 (Auskunft) ならびに管轄官庁による施設への立入検査の甘受 (9条) を義務づけている。これらの方法によって施設内の欠陥が確認された場合、監督官庁は、まず施設設置者に対して助言を行ない (11条)、その欠陥が除去されないときには、入居者の福祉の侵害の除去ないし予防のために、あるいは施設における抛出と給付の不均衡回避のために必要なノルマ (Auflagen) を課したり、相当な命令を発したりすることができる (12条)。場合によっては、施設長および個々の職員等に対して、従業禁止 (Beschäftigungsverbot) を言い渡すこともできる (13条)。また、ホーム法および関係諸規則に違反した者は、5千マルク以下または1万マルク以下の過料 (Geldbuße) に処することもできる (17条)。」

このような実情に対し、本沢氏は「ホーム法は、契約法構成をとりつつも、弱者が食いものにされることがないように、施設設置者に対する管轄官庁の許可・監督を強化し、入居者にとってより有効な保護を保障しようとしている」とコメントしている。

西ドイツでは、ホーム契約は個々の入居者と施設設置者との間で個別的に締結されるものではあるが、「同一施設内に入居する者について平等な待遇を保障するために」施設設置者によって典型契約が用意されている。この典型契約は、前述のように、施設経営の認可を受ける条件のひとつとなっている。重要なことは、典型契約が誰によって公布され、いかなる拘束力がそれに付与されるかということである¹⁰⁾。法律を施行する行政機関は、勧告または行政規則として諸々の典型契約を作成することができる。ホーム経営者の諸団体もまた、単独で、あるいは行政機関と協力して典型契約の指針を発行することができる¹¹⁾ (本沢氏は、その一事例としてカトリック系のカリタス連合の典型契約の仮訳を添付している)。

c. わが国でも「有料老人ホーム設置運営指導指針」等を参考に、典型契約書の提出・審査を認可の要件にしていくことが検討されてよいであろう。現在わが国では、「社団法人全国有料老人ホ

ーム協会」が、厚生省の指導のもとに適正な入居契約書のあり方、運営基準、適正な入居金の算定、高齢者の介護の方法などの調査研究を進めているが、さらに有力老人ホームが集まり、入会資格審査会を設け、消費者保護の視点に立って協会への新たな入会を自主規制していこうとする動きもみられる。

しかし、現状の有料老人ホームの契約をみるかぎり、なおその内容が不明確な点が少なくない。

例えば、老人の将来に対し、どこまでどのような形で対応できるのか明確ではない。一時金で対応できなくなった場合、公的制度にドッキングさせたり、身元引受人に引き取らせるといっても、従来の生活様式とはあまりに格差を伴うことになる。また、提携されている病院では対応できない病気になったとき、あるいは死亡後の遺産処理等、契約上より明確に記載されたほうがよいと思われる問題は少なくない。

総じて、「現在の有料老人ホームの契約は、利用者側が施設でどのような権利をもつか、いいかえれば、ホーム側が利用者に対しどのような義務を負っているのか」の視点からの記述は少ない¹²⁾。法的には、有料老人ホームの設置者（経営体）は、入居者に対し安全配慮義務があり、施設の設置・保存に瑕疵があるために生じた事故に対しては、無過失損害賠償責任を負う（民法717条）。にもかかわらず、そのことが明記されている施設はほとんどない¹³⁾。依然、利用者を管理する形での制約（修繕義務、損害賠償義務、状況の変化に伴う居室の変更）が契約上強調されているものが多い。入居者に「善管注意義務」（通常人としてなすべき注意義務（民法400条、664条等）を、明記している契約書もある。老人の一般的な精神状態、身体状態を考えれば、過酷にすぎる場合も予想され、後述の意思能力の問題とあわせて検討されるべき点といえよう。

d. 西ドイツでは、典型契約においては、契約の際、日常給付についての説明・移転・解約の可能性、短期または長期にホームを離れる場合ホーム居住者の死亡の際の一定の義務について規定す

ることが要請されている¹⁴⁾。しかし同時に、典型契約とともに部分的に、そのときに適用されている施設のホーム管理規程を適用することも可能であるとされている。ホーム管理規程は、「ホーム協議会のもとで」という限定はあるが、ホーム経営者に一方的にその作成と変更に対する権限が与えられている。しかも「ホーム管理規程がホーム契約の構成要素なのかどうか、（また構成要素であるとして）どの程度にそうなのかは、不明瞭である」¹⁵⁾と解されている。このように、管理規程に典型契約からの相対的独自性が与えられている理由として、まず第1に民間老人ホームに対する「営業の自由」の保障が考えられる。

e. わが国の場合、特に「営業の自由」が保障されている以上、行政介入には限度があり、そこから「監督責任」には制約が生じ、「特殊例外」的に要件を満たした場合にのみ、賠償請求権が認められるという考え方が強い。それだけに、第1の点はわが国の現状を考えると、特に注意を要するといわなければならない。「営業の自由」が無視できない権利であるとしても、並列的に捉えるのではなく、利用者の生命・健康の保全・育成に対する国の保障義務を前提としたうえで、営業の自由をどこまで保障するかが考えられねばならないであろう。当面、わが国の場合には、管理規程は、（労働法上の就業規則について学説の一部が指摘しているように）法（ここでは行政指導も含む）および契約に違反しないものとして作成されるべきものと思われる。さらに、管理規程の制定・修正には、利用者の同意を用する方向が実質的に形成されることが望ましい。

f. ところで、西ドイツにおいて管理規程に一定の独自性が与えられているのは、「サービス給付の正確な評価の困難さ」にもよるものと考えられる。例えば、ホーム法は「第1条に掲げる種類の施設の居住者の利益および必要を侵害から保護する」（第2条第1項1号）ことを目的のひとつとしている。しかし、「侵害」とは具体的にどういう状態をさすのか、あるいは個々具体的な状況に

において「侵害」があったかどうかを確認することは、権利保護の典型的方法によってはほとんど不可能だからである。『給付を実行する要員とホーム居住者の間の関係』には、一定の行動規制を設けることが必要ではあるが、民法典は規制の場としてこれに関与すべきではない¹⁶⁾と考えられているのも、この点にかかわる指摘と思われる。

g. 老人ホームの居住者の利益および必要に対する侵害を確認することが、権利保護の典型的な方法において不可能であるとすれば、これらの侵害の除去は裁判上の権利保護の厳格な形式において救済されることもまた不可能になってくる。

西ドイツでは、ホーム管理規程違反についての態度決定および紛争に際し、一部のホーム居住者と経営者または施設長との間を仲裁する立場が、裁判所ではなくホーム協議会に与えられているのはそのためと推察される。しかし、ここにも問題がないわけではない。「ホーム協議会の活動は活発である」との指摘もあるが、他面「ホーム経営者とホーム居住者との諸関係、さらにまた、ホーム居住者と職員（従業員）ならびにお互いにホーム居住者である人との諸関係についての法的準則がないために（何らかの規制が必要であるが、民法典はこれにふさわしくないとする前述の指摘参照）、その調整がいたって困難である」¹⁷⁾ことも指摘されているからである。

その結果、一方ではホーム関係から生じるすべての紛争を仲裁裁判によって解決させることの必要性が強調されながら、他方では保護法の目的実現についての統制は、契約当事者にまかせられない問題であり、裁判所にゆだねられるべき問題として位置づけられることになる。ここで「保護法の目的実現についての統制」といっているのは、「諸々のホーム契約——予め典型契約によって、歯どめをかけられている——は、ホーム監督庁による統制に服する」¹⁸⁾ことをさしている。しかし、こうした統制がどの程度効果をあげうるのかは、十分に明らかではないとされる。ホーム監督庁と共同作業で作成した典型契約でさえ、個々の規制が裁判上の統制に耐えうるかどうかについてはま

だ明らかではないと考えられている¹⁹⁾。

h. 上記の事実からみて、施設経営者に対する「利用者の保護されるべき価値の侵害を理由とする申し立て」²⁰⁾を定式化することは、監督庁にとってもまた困難であることは容易に推察されよう。

たしかに、ホーム法12条は「確認された欠陥が除去されないとき、第6条による許可を必要とする施設の経営体には、居住者の福祉を侵害もしくはそのおそれがあるものを除去もしくは防止するため、または給付と対価との不均衡を避けるため必要な義務を課することができる。第6条による許可を必要としない施設の経営体に対しては、必要な指示を与えることができる」と定めている。しかし、（対価に対する不均衡な支給の場合を除いて）何がホーム経営者とホーム居住者の間の契約関係における欠陥を意味するのか、監督庁にとっても依然として不明確であり、監督庁がこの点で、ホーム居住者の権利保護に対して実行的に活動しうるかどうかは疑わしい、と考えられている²¹⁾。「ホームの監視が、ホーム管理規程や契約ひな型を根拠として、個々の関係を規制すべきものとするならば、ゆきすぎであろう」²²⁾とさえ指摘されている。

ホーム監督官庁は、ホームに対し多くの指示をおこない、ホーム協議会も苦情を受けつけるものとして、もっと詳しい指示を与えることができなければならないが、どちらの事項についてもまだ法律的研究は進んでいないとされる²³⁾。

i. このような状況からみて、西ドイツにおいても、監督庁の監督の懈怠について国家賠償を求めること、特に居住者が誤った監督の取り消しや、指導の懈怠に対し、抗告訴訟や義務づけ訴訟を提起し勝訴することは（危険の発生に対する）予防的要素が強いだけに、なおいくつかの媒介項が必要のように思われる。西ドイツにおいても、社会官庁の責任が問題となる余地があることが具体的に指摘されているのは、私が気づいたかぎりではあるが、「社会官庁が、老人ホームの状況について、入居希望者に誤った情報供与を行った場合」²⁴⁾

だけである（この場合に、社会官庁が責任を負うべきか、またどれほど負うべきかは、ホーム契約規制の対象ではなく、社会扶助法75条の問題となる。後述参照）。

本沢氏は、西ドイツの研究者の見解として「ホーム法における入居者と国の関係は、日照権を侵害された住民と日照権を侵害するような建築を許可した行政庁の関係に似ており、後者の事例では行政庁の責任が認められるから、ホーム法についても同様に、入居者は国の行政責任を問うことができる」と述べている。たしかに、西ドイツの連邦行政裁判所の1960年判決が公害事業に対する隣接居住者の「警察規制請求権」に基づく義務づけ訴訟を認めたことをはじめとして、近年大陸法においては、原告適格性が拡大され原告勝訴の判決が出てきていることは事実である。したがって、有料老人ホームにおいて、居住者や第三者（居住者の利益を代弁する地域住民や家族）が原告となり、訴訟を提起できる可能性はわが国よりは大きいとみななければならない。特に、老人ホームと契約関係にある居住者が、国に「警察規制請求権」に基づく義務づけ訴訟等を提起しうる可能性は、地域住民の場合より高いとさえいえるであろう。しかし、福祉サービスの場合には、前述のような固有の課題があり、日照権の場合と必ずしも同列に論じられないことは西ドイツにおいても同様と思われる。「侵害」の事実を具体的に明らかにできるような作業の積みあげが、まず必要なのではなかろうか。

j. 「西ドイツでは老人は誰でも、その収入や財産に関係なく、老人ホームに入居するか否か、いずれの種類どの施設に入居するかを決定するにあたって、市区町村の社会局（Sozialamt）の老人援助（Altenhilfe）担当者に相談し、必要な情報——たとえば、どの施設に空きがあり、そのどれが相談者に向いているか、そして費用がどのくらいか、場合によってはその費用が社会扶助で一部または全部カバーされるかなどについての情報——を得ることができる（社会扶助法75条）。社会局の老人援助担当者は、老人問題の専門教育

を受けたソーシャル・ワーカーであり、老人やその家族のための相談業務のほか、老人ホームへの入居や在宅サービスの斡旋・仲介、老人ホームの指導・監督などを行なっている。

このようにして老人援助担当者を通じて得た情報をもとに、自ら直接施設に問い合わせをしたり、資料を取り寄せたりすることもできるし、また、実際に施設を見学して、職員や入居者の話を聞くこともできる。そして、入居する施設が決まり、入居の日が明らかになった時点で、施設設置者との間でホーム契約を締結することになる。ただし、そのさい、施設設置者は、あらかじめ契約内容の判断に必要なあらゆる資料、とくに施設の提供する給付内容、設備、入居者の権利義務に関する資料を入居者に書面で伝えることを、法律上義務づけられている（ホーム法4条）²⁵⁾。

契約構成をとった場合（というより、純粋な市場供給型のシルバー産業の場合、当然にそうならざるをえないわけであるが）、公的責任は、規制行政を（従来のように営業の自由の保障を前提とする消極的なものから）国民の生命・生存の保障を一義的に考える方向に再構成することによって初めて達成されよう。しかし、伝統的行政法学の観念の強いわが国において、監督庁の行政責任を問うためには、西ドイツの場合以上に法理論上の媒介項が求められることになるう。

わが国においても、契約構成を中心に社会福祉サービスを構成することを真に可能にするためには、西ドイツにおいて次のような法認識が広まってきたことも参考にされなければならないであろう。ひとつは、「比較的広い見解に従えば、従来の社会法の範囲を超えて、ホームにおけるあらゆる給付が、社会的給付とみなされうる」²⁶⁾と考えられてきていることである。もちろんこの見解に対しては、高級老人ホームの裕福な居住者には保護の必要はなく、それゆえほとんど社会的給付を口にすることはできないという批判が当然になされてくるわけである²⁷⁾。しかしそのような考え方は、「ホーム法が生活領域の経済状態を無視して、（ホーム法1条1項が明らかにするような）すべてのホーム居住者を承認していること」を看

過することになる²⁸⁾。「規制の欠如の確認が、社会的サービスの処理に関する領域で有効性を持つことは明らかであり（シルバー産業として行われる福祉サービスへの公的規制はまさにこの点に関連する——引用者注）、それは社会法という比較的狭い核心部分から疎外されている領域においても同様である」²⁹⁾と考えられているのである。そしてこの疎外されている領域における、「ホーム経営者への従属性の縮小、給付提供の権限付与、居住者の権利・利益保護、給付の変更または告知の要件についての問題」があげられている³⁰⁾。さらに、これらの領域を民法を通じて規制していくに際して、「社会的サービス給付の比較的狭い範囲で確認されうる秩序の欠如が、社会法の作用が及んでいない領域へのその拡張にさいしても存在しているのである。民法典は、債務法においては、私経済的な活動を基礎とし、かつ、これに必要不可欠な規制を提供している。しかし、逆に民法典はそのいずれの個所においても、そうした利潤獲得に向けられた法律行為のみに効力を与えているわけではない。社会的色彩を帯びた私法上の債務関係の顕在化が、公法・私法という二元論の突破口を開くことになろう」³¹⁾と考えられてきている。つまり誤解を恐れずにいえば、そこでは従来の社会法領域だけでなく、民法領域においても、「商品交換関係」を規定する法関係（財産関係）を、「生命・生存の保障を基本とする方向で再編成していく」とする動向がみえ始めている。もちろん、こうした指摘はわが国でもすでになされている。西ドイツの場合には、それがより具体的に法の動向に反映してきているということであろう。

もちろん、わが国が西ドイツにおける上述のような動向に勇気を得て、いわゆる「措置から契約」³²⁾への政策的動向を無批判に肯定することにはやはり問題がある。しかし、好むと好まざるとにかかわらず、シルバー産業がこれだけ「発展」してきている現状では、このような大陸法の動向を念頭におき、シルバー産業への公的監督・指導の法的性格を検討することも避けて通れない課題といえよう。

k. それでは、「営業の自由」が保障されている以上、行政介入には限界があるとする見方が一般的なわが国においては、どのような試みが必要となってくるのであろうか。さしあたりそのためには、管理規程の作成・変更、介護価格検討委員会に利用者が参加し、施設会計についての報告・承認に利用者が積極的に参加していくことがどうしても必要となってくる。しかし、「つつましく、常識的で行動的なライフスタイルはもちあわせていない」³³⁾老人層が50%を占めるといわれるわが国の現状では、利用者だけでなく、家族やケースワーカー等、第三者の参加も検討していく必要があるだろう。

そうでなくても、有料老人ホームの生活では利用料の支払い期限・方法・滞納措置、居室転換の必要性の有無、遺産の処理など、老人の意思が問題となるケースが少なくない。

こうした老人の意思の問題は、わが国の老人の特殊状況が克服されてもおお解消されない。一般に老人の意思能力そのものが、老齢化に伴い低下してくることは否定できないからである。

西ドイツでは、行為能力者にのみホーム契約の適用範囲を承認することは避けねばならないとされ、補佐人(Beistand)の創設、保護者、後見人の権利の変更が検討されている。また、「行為能力の検査が公式手続で行なわれる必要」³⁴⁾も指摘されてきている。

判例は、あるホーム居住者の行為能力の欠如が予想される場合に、ホーム経営者の一定の指示義務が問題となった裁判において、ホーム契約に付随するホーム経営者の特別の保護義務を認めている（フランクフルト上級地方裁判所の1978年3月14日の判決——8 U 166/77)³⁵⁾。

わが国では依然として老人が行為無能力者になった場合、禁治産・準禁治産制度の適用を考えたり、そうでない場合にも究極的には裁判所の判定にゆだねようとする傾向が強い。しかし、「財産権の保護」を一義的な目的とする禁治産制度は、老人の権利保護とは必ずしもそぐわない面を持っている。老齢化がこれだけ進んでくると、いわゆる痴呆の状態も人間の特殊状況ではなく、人間の

ひとつの「自然な」現象にすぎなくなってくる。いくつかの国では、すでにこうした視点に立った意思能力の検討の道を歩みは始めている。「後見人制度への関心が、未成年者から高齢者に移行してきていること、特に老人の生活にかかわる様々な場面での能力を、補助する（国によって表現は異なり、Care, Assistance, Support, Protection, etc.の言葉が用いられている）後見人制度の改正等が取組まれている」³⁶⁾との指摘は、こうした世界的動向を示唆するものといえよう。

注

- 1) 橋本宏子「在宅サービスと公的責任」『神奈川法学』第21巻第1号、21-57頁参照。
- 2) *Gutachten und Vorschläge Zur Überarbeitung des Schuldrechts*, 1981, S. 951ff, p. 1006 (なお、日本語訳『西ドイツにおけるホーム契約の法的諸問題』を全体として参照したが、引用部分の訳についての責任は筆者にある)。
- 3) 橋本宏子「書評『堀 勝洋 福祉改革の戦略的課題』」『季刊・社会保障研究』Vol. 24, No. 2, 218頁。
- 4) 福祉事務所の現業員の定数は、社会福祉事業法15条によって定められているが、被保護世帯数が基準となっており、老人福祉法や身体障害者福祉法等の事務については必ずしも適切ではなく、現業員増員の必要が指摘されている。またケースワーカーの質は一般の人にはわかりにくい。福祉五法担当のケースワーカーと接触せざるをえない施設職員からみれば、ケースワーカーの質の差による影響は大きく、「あのケースワーカーであつた」という声が聞かれるほどであるという。
- 5) 前掲「在宅サービスと公的責任」、73頁。なお、前掲「シルバーサービス 長寿社会へのチャレンジ」では、競争入札の問題点を指摘しているが、競争入札自体を否定していない。51頁参照。
- 6) 全国社会福祉協議会編『在宅福祉供給システムの研究』、11頁。
- 7) 原田尚彦『地方自治 その法としくみ』、50頁。もっとも、原田教授は地方公社について指摘しているのであるが、「福祉公社」は地方公社ともいえないようである。
- 8) 橋本宏子「福祉サービスにおける市民参加と『人権』保障」石本忠義他編『社会保障の変容と展望』参照。
- 9) 世田谷区福祉公社検討委員会「世田谷区における福祉公社のあり方について（最終報告）」。
- 10, 11) 前掲, *Gutachten und Vorschläge Zur Überarbeitung des Schuldrechts*, p. 999 (邦訳『西ドイツにおけるホーム契約の法的諸問題』、56頁)。
- 12) この点は、全国有料老人ホーム協会「有料老人ホーム入居契約書の調査研究」に具体的に指摘されている。本稿ではできるだけ前掲の「調査研究」でふれられていないことに焦点をあててみたい。
- 13) 前掲「有料老人ホーム入居契約書の調査研究」、18頁。
- 14, 15) *Gutachten und Vorschläge Zur Überarbeitung des Schuldrechts*, p. 975 (邦訳『西ドイツにおけるホーム契約の法的諸問題』、31頁)。
- 16) 同, p. 999 (同, 57頁)。
- 17) 同, p. 972, p. 983 (同, 28頁, 40頁)。
- 18) 同, p. 1018 (同, 78頁)。
- 19) 同, p. 979 (同, 35頁)。
- 20) 同, p. 984 (同, 41頁)。
- 21) 同, p. 982 (同, 39頁)。
- 22) 「社会的介護・養護関係を法律上規制することは望ましいか」に対する第52回ドイツ法曹大会のためのペーター・クラウゼの鑑定意見とのことである。*Gutachten und Vorschläge Zur Überarbeitung des Schuldrechts* の注 101) による。
- 23) *Gutachten und Vorschläge Zur Überarbeitung des Schuldrechts*, p. 977 (邦訳『西ドイツにおけるホーム契約の法的諸問題』、33頁)。
- 24) 同, p. 1022 (同, 82頁)。
- 25) 1988年秋「社会保障法学会」における本沢己代子氏の要旨による。
- 26~29) *Gutachten und Vorschläge Zur Überarbeitung des Schuldrechts*, p. 998。
- 30) 同, p. 999。
- 31) 同, p. 1005。
- 32) 橋本宏子「つくられた自立・自助——公的福祉の再編を考える」『地方自治通信』198号、1986年5月。
- 33) 住友ビジネスコンサルティング株式会社副主任研究員三石玲子氏の分類による。河合克義「社会福祉制度『改革』と『民間活力』」『賃金と社会保障』第991・992号、26頁より引用。
- 34) *Gutachten und Vorschläge Zur Überarbeitung des Schuldrechts*, p. 972。
- 35) 同, p. 975。
- 36) 1988年秋「社会保障法学会」における古橋エツ子氏の指摘を、私なりに理解したものである。
(はしもと・ひろこ 神奈川大学法学部助教授)